

2019年度

赤十字やまがた

救



ひとりでも、多くの人を救う。

災害や紛争で苦しむ人々を救う救護活動
地域のいのちと健康を守る赤十字病院。
尊いいのちをつなぐ血液事業。
苦しむひとに寄り添える看護師の育成。
さらに、地域の人たちと支えあう福祉事業やボランティア活動
幅広い活動を支えるのは
どんな時でも苦しんでいる人を救うという赤十字の精神。
ひとりでも、多くの人を救う。

活動資金にご協力ください



日本赤十字社山形県支部
支部長 吉村 美栄子

会費ご協力のお願い

赤十字事業につきましては、日頃より県民の皆様から温かいご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社では「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という人道的使命に基づき、国際活動、国内災害救護、救急法等の講習、赤十字ボランティア、青少年赤十字、血液事業など、多岐に渡る事業を展開しております。

近年、国内では地震や大雨による水害など、大規模・頻発化する災害が相次いでおり、日本赤十字社の広域ネットワークを駆使した医療救護活動に、国民からは大きな期待が寄せられています。

当県支部では、引き続き防災・減災から応急対応、復旧・復興までの災害マネジメントサイクルへの対応能力の強化を図るとともに、日本赤十字社のグループ力とネットワーク力を効果的かつ最大限に活用しながら、社会のニーズの変化や地域の期待に合わせた事業を実施してまいります。

赤十字の活動は、県民の皆様からご協力をいただいております会費や寄付金によって支えられております。

今年度も、皆様のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。



赤十字会員制度について

日本赤十字社では、平成29年度から赤十字社員制度を以下のとおり改正しました。

改正前の区分	改正後の区分	ご協力金額	ご協力にあたっての要件
応能社員(社費)	赤十字会員(会費)	年額2,000円以上	拠出者単独の氏名、住所、拠出日、拠出額、赤十字からの情報提供の要否が明確である方
社員(社費)	赤十字協力会員(会費)	年額2,000円未満	拠出者単独の氏名、住所、拠出日、拠出額が明確である方
寄付者(寄付金)	寄付者(寄付金)	—	・町内会一括納入など、拠出者個人を判別できないもの ・匿名での拠出の場合

山形県では年額700円以上でのご協力をお願いしています。

※日本赤十字社への会費等のご協力はあくまでも拠出者の任意となっており、強制するものではありません。
県民の皆様には赤十字の趣旨にご理解のうえ、今後とも継続的なご支援をよろしくお願いいたします。



国際活動

2019年度 事業計画

- 国際救援活動の支援
- 救援事業のための募金活動
- カンボジア教育支援事業

2018年度 主な事業

● カンボジア教育支援事業

書き損じハガキを青少年赤十字加盟校や地区区分等から回収し、情操教育のためのリコーダーの購入資金としました。(回収枚数3,871枚)

● NHK海外たすけあいキャンペーンの実施

海外における紛争や災害、疾病や飢餓等で苦しんでいる人々を支援するため、NHKと共同で実施し、県内8ヶ所で地域の赤十字奉仕団・青少年赤十字加盟校メンバーの協力のもと、街頭募金活動を行いました。



カンボジアでリコーダーを手渡す青少年赤十字メンバー



温かい善意をお寄せいただきました



国内災害救護

2019年度 事業計画

- 各種防災訓練への参加
- 医療救護班員の育成
- 災害救護活動用資器材の整備
- 災害被災者の援護
- 防災教育事業の推進
- 被災地支援事業の継続

2018年度 主な事業

- 平成30年北海道胆振東部地震医療救護班派遣
 - ・避難所巡回診療
 - 9月 7日～11日 日赤北村山公立病院救護班
 - 9月12日～15日 日赤米沢市立病院救護班
 - ・こころのケア(傾聴・支援)
 - 10月8日～12日 日赤こころのケア指導者
〈山形県立中央病院・日本海総合病院・北村山公立病院〉



日赤北村山公立病院救護班



日赤米沢市立病院救護班



日赤こころのケア指導者

● 赤十字防災セミナーの実施

町内会、婦人会等からの要請を受け、ボランティア及び支部職員を派遣し、防災・減災の知識の普及や炊き出し等の研修を行いました。(5地区5分区、計10回)

● 災害等の被災世帯への援護

災害救援物資の配付

- 毛布 87枚
- 緊急セット 27個
- 学用品セット 3個

災害見舞金の交付(全焼・全壊32件、半焼・半壊3件) 670,000円

災害弔慰金の交付(6件) 120,000円

被災者総数 93名(37世帯)

(2月28日現在)



被災世帯へ配付される緊急セット

● 災害救護活動用資器材の整備

地域において、災害時に救護活動を迅速に展開できるよう、地区分区へ救援車、野外炊飯器、ワンタッチテントを配備しました。

- 救 援 車：酒田市地区
- 長井市地区
- 南陽市地区
- 野外炊飯器：川西町分区
- ワンタッチテント：米沢市地区
- 東根市地区
- 尾花沢市地区
- 高畠町分区



地区分区に配備された野外炊飯器及びワンタッチテント



救急法等の講習

2019年度 事業計画

- 赤十字救急法等講習の普及促進
- 指導員の育成
- 企業ホームページへの救急法等講習関連動画の掲載依頼



実技を通して救急手当の方法を学ぶ受講者

2018年度 主な事業

● 救急法講習の普及

人間のいのちと健康、尊厳を守るために、救急法等の5つの講習を通して、緊急時の手当てや日常生活での事故防止に関する知識・技術の普及と啓発を、県内の事業所、学校、町内会等の団体の希望に応じ、幅広く行っています。

講習名	実施回数	受講者数
救急法	343回	10,294名
水上安全法	29回	1,158名
雪上安全法	1回	25名
幼児安全法	73回	1,488名
健康生活支援講習	2回	53名
合計	448回	13,018名

(2月28日現在)



赤十字ボランティア

2019年度 事業計画

- 地域におけるボランティア活動の推進及びボランティア主催イベントの共同実施
- 知識・技術養成のための研修の実施及び派遣
- 東日本大震災復興支援の継続実施



防災・減災セミナーを実施し、県内各地域のボランティアが災害時の自助・共助を学んだ

2018年度 主な事業

- 地域におけるボランティア主催イベントの共催 (東根市、高畠町)
- 東日本大震災復興支援事業の実施 (気仙沼市大沢地区住民との交流会)

種類	団数	団員数
地域奉仕団	40団	4,846名
特殊奉仕団	5団	265名
青年奉仕団	2団	94名
合計	47団	5,205名

(2月28日現在) ※休止中の団を除く



「赤十字フェスタinたかはた」は多くの方々が来場し、ふるまいや赤十字体験を行った



青少年赤十字

2019年度 事業計画

- 青少年赤十字加盟校活動の推進
- 国際交流事業の実施
- 青少年赤十字指導者の育成
- 青少年赤十字防災教育の普及推進
- 青少年赤十字メンバーの育成



教材で防災を楽しく学ぶ子どもたち

2018年度 主な事業

- 青少年赤十字メンバー育成のための宿泊研修
- 加盟保育園・幼稚園へ防災教材の提供
- 大韓赤十字社大邱支社との国際交流事業(受入)

校種	加盟数	メンバー数
幼稚園・保育園	12園	1,060名
小学校	91校	19,658名
中学校	46校	11,736名
高等学校	28校	809名
特別支援学校	2校	49名
合計	179校(園)	33,312名

(2月28日現在)



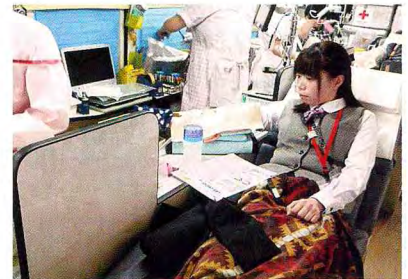
宿泊研修で高齢者体験を行う様子



血液事業

2019年度 事業計画

- 医療機関に対する血液製剤の安定供給の確立
- 県民及び若年層に対する献血の普及・啓発
- 需要に見合った適正かつ効率的な献血者確保の推進
- 輸血医療に関する調査・研究の推進

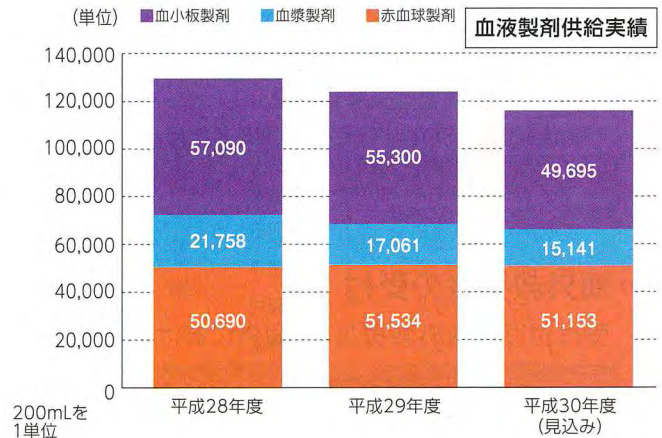
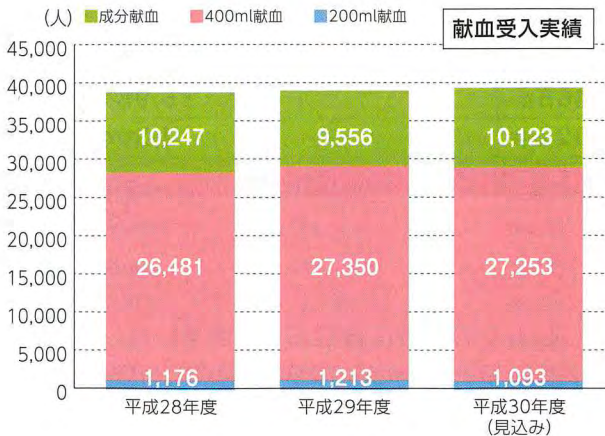


県内各地に献血バスを配車(荘内銀行献血運動月間)

2018年度 主な事業

- 献血者受入と医療機関への血液製剤の供給

献血ルームSAKURAMBO及び献血バスの配車による献血の受入と、医療機関の要請に基づき血液製剤の供給を実施しました。



● 献血の普及・啓発

献血協力の拡充と、献血に関する理解促進を目的に、各種献血普及・啓発キャンペーン、若年層を対象とする広報イベント、学校・企業における献血セミナーを開催しました。



上手に採血できるかな?(親子で模擬採血体験)



広報活動

2019年度 事業計画

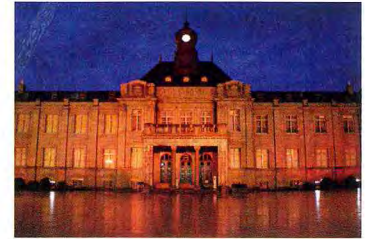
- 広報誌等の発行・配布
- メディアを活用した広報活動
- 地域イベント等における広報活動の推進
- 広報技術の向上



地域イベントでの赤十字事業の普及と推進

■ 2018年度 主な事業

- 赤十字レッドライトアッププロジェクトの実施
5月の赤十字運動月間の周知と普及を目的として、文翔館(山形市)、月山ダム(鶴岡市)の協力を得て実施しました。
- 赤十字広報資材(広報パック)の貸出
市町村の防災訓練や、赤十字ボランティアが参加するイベント会場等において赤十字事業を紹介するため、広報資材を貸し出しました。(9団体、計9回)
- 地域イベントでの広報活動の実施
地域及び若年層に対する赤十字事業の普及と推進を図るため、地域イベントに参加しました。(計5回)



赤色にライトアップされた文翔館(赤十字レッドライトアッププロジェクト)

義援金・救援金の受付状況

■ 国内災害義援金の受付

受け付けた国内災害義援金は、被災自治体を通じて、全額が被災者のもとに届けられます。

義援金の種類	件数	金額
東日本大震災義援金	75件(6,767件)	1,645,732円(1,895,734,700円)
平成28年熊本地震災害義援金	60件(943件)	567,759円(89,301,947円)
平成29年7月5日からの大雨災害義援金	27件(218件)	22,532円(2,266,955円)
平成30年大阪府北部地震災害義援金	121件	620,296円
平成30年米原市竜巻災害義援金	104件	170,527円
平成30年7月豪雨災害義援金	468件	56,981,819円
平成30年北海道胆振東部地震災害義援金	322件	4,564,693円
合計	1,177件	64,573,358円

※表内()は受付時からの累計

(2月28日現在)

■ 海外救援金の受付

受け付けた海外救援金は、海外における災害、紛争等で苦しむ人々の支援に役立てられます。

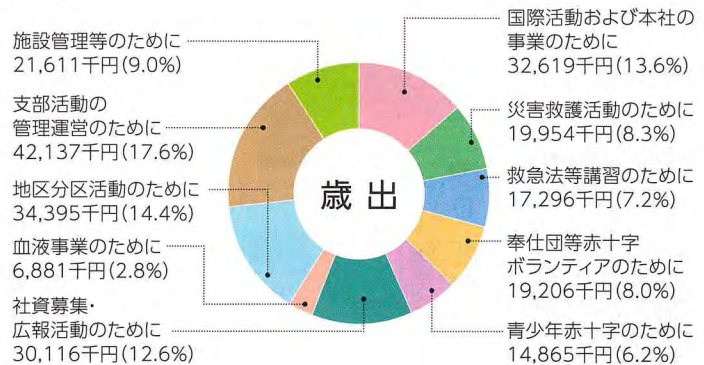
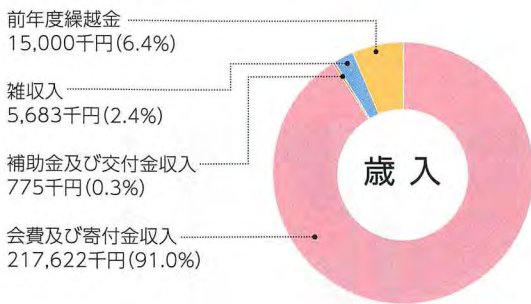
救援金の種類	件数	金額
海外救援金(無指定)	0件	0円
中東人道危機救援金	10件(65件)	2,009円(408,209円)
バングラデシュ南部避難民救援金	40件(99件)	41,351円(122,306円)
2018年インドネシア・ロンボク島地震救援金	92件	90,908円
2018年インドネシア・スラウェシ島地震救援金	95件	107,632円
NHK海外たすけあい	203件	928,699円
合計	440件	1,170,599円

※表内()は受付時からの累計

(2月28日現在)

予算・決算

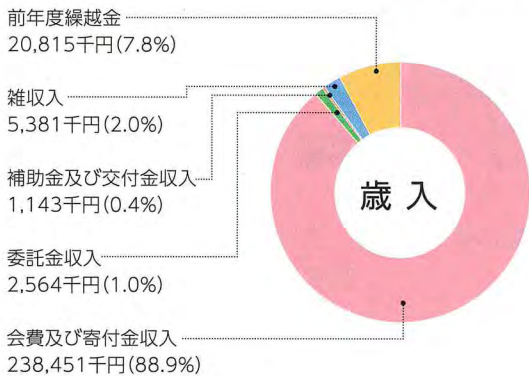
2019年度 歳入歳出予算 / 2億3,908万円



2018年度 歳入歳出決算(見込)

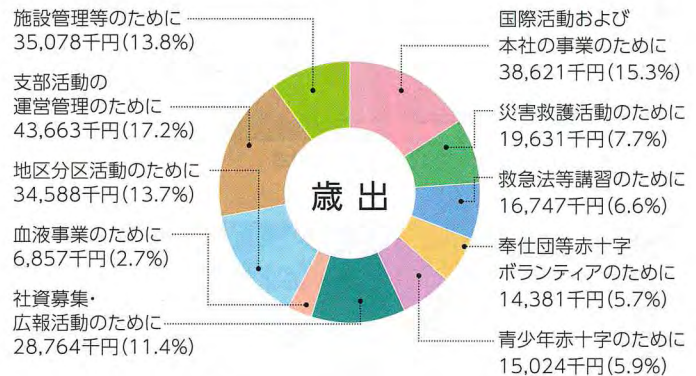
2018年度 歳入(見込) / 2億6,835万4千円

(2月28日現在)



2018年度 歳出(見込) / 2億5,335万4千円

(2月28日現在)



活動資金(会費及び寄付金)の募集状況

活動資金の募集状況は以下のとおりです。ご協力、誠にありがとうございます。

2018年度 活動資金募集状況(見込) / 2億3,574万1千円

(2月28日現在)

区分	金額	区分	金額	区分	金額		
山形市	38,024,990円	村山	山辺町	置賜	高畠町	4,127,636円	
米沢市	14,336,380円		中山町		2,379,500円	川西町	2,894,500円
鶴岡市	23,916,750円		河北町		3,587,800円	小国町	1,594,000円
酒田市	18,763,893円		西川町		1,152,000円	白鷹町	2,738,500円
新庄市	6,934,700円		朝日町		1,496,800円	飯豊町	1,415,400円
寒河江市	8,021,700円		大江町		1,709,100円	三川町	1,209,200円
上山市	6,474,010円		大石田町		1,473,000円	庄内町	3,830,200円
村山市	5,140,600円		金山町		1,084,400円	遊佐町	2,980,800円
長井市	5,363,000円		最上町		1,765,400円	町村分区計	43,612,536円
天童市	11,640,100円		舟形町		1,085,300円	地区分区合計	198,871,659円
東根市	8,488,500円	真室川町	1,603,200円				
尾花沢市	3,506,500円	大蔵村	659,100円				
南陽市	4,648,000円	鮭川村	826,100円				
市地区計	155,259,123円	戸沢村	953,700円				

※このほか、支部取扱分として 36,869,858円

支部からのお知らせ

表彰制度について

赤十字活動資金のご協力に対しては、日本赤十字社や国からの表彰制度がございます。

- **特別社員** 会費2,000円×10年または一括20,000円を納められた方



特別社員章

セト門標

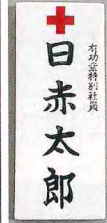
- **銀色有功章** 20万円以上を納められた方
(個人・法人)



銀色有功章楯



徽章



セト門標

- **金色有功章** 50万円以上を納められた方

(個人)



金色有功章章記



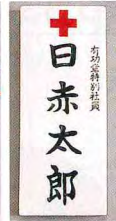
徽章



男章



女章



セト門標

(法人)



金色有功章楯



徽章



セト門標

- **日本赤十字社社長感謝状**

金色有功章受章後、
50万円以上納められた都度

- **国の表彰**

厚生労働大臣感謝状(個人100万円以上、法人300万円以上)
※一次または同一年度の累計
紺綬褒章(個人500万円以上、法人1,000万円以上)

遺産・相続財産等の寄付をお考えのみなさまへ

遺贈による寄付

「遺贈」とは、遺言により自分の築いた財産を人々に分けることで、遺言書の内容により遺産の受取人やその内容を指定することができます。この遺言による方法で、財産の一部の受取人を日本赤十字社とすることができます。

相続財産の寄付

ご遺族の方が相続された財産の相続税の申告期限内(相続開始から10ヶ月以内)に日本赤十字社にご寄付いただいた場合、その寄付された財産に相続税がかかりません。(税制上の優遇措置の適用)

香典返しの寄付

香典返しをする代わりに、「故人の遺志を社会のために活かしたい」というご遺族が増えていきます。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対する一定額以上の寄付には、税制上の優遇措置が適用されます。
詳細につきましては、お近くの税務署、税務相談室、税理士にご相談ください。

■ 個人として資金を拠出された場合

区 分	特定寄付金	住民税控除に係る寄付金	相続税非課税の対象となる寄付金
寄付の内容	日本赤十字社に対してなされた寄付金で、日本赤十字社の事業に充当されるものをいいます。	日本赤十字社各都道府県支部にお寄せいただいた寄付金で、総務大臣の指定（注1）を受けた事業が対象となります。（注2）	相続または遺贈により、財産を取得した方から、日本赤十字社にお寄せいただいた寄付金で、日本赤十字社の事業に充当されるものをいいます。
適用期間	通 年	通 年	通 年
措置の内容等	寄付金の金額（ただし、上限は寄付者の年間取得額の40%）から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。	寄付した相続財産の価格は相続人が収めるべき相続税の課税価格に算入されません。

■ 法人として資金を拠出された場合

区 分	指定寄付金	特定公益増進法人に対する寄付金
寄付の内容	日本赤十字社にお寄せいただいた寄付金で、財務大臣の指定（注2）を受けた事業が対象となります。	日本赤十字社に対してなされた寄付金で、日本赤十字社の事業に充当されるものをいいます。
適用期間	毎年4月～9月	通 年
措置の内容等	寄付金の金額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。	寄付金の金額が、法人の通常有する寄付金の損金算入限度額と合わせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

（注1）災害救護設備の整備など6つの事業が制度化されています。

（注2）但し、支部の指定した事業計画の範囲が対象となります。

ブックオフ ボランティア宅本便のご案内

読み終わっていらなくなった本、聞き飽きたCD、遊び終わったゲームソフト等を捨ててしまうならば、誰かの笑顔のために役立てていただけませんか？

ボランティア宅本便は、そんな方々の気持ちを日本赤十字社とブックオフとが提携し、ブックオフにお売りいただいた代金が山形県支部の活動のために寄付されます。



お申込みについては、ホームページをご覧ください。
<http://www.bookoff-online.jp/alliance/jrc-or.html>

■ 赤十字広報パック貸出のご案内

日頃からご支援いただいております赤十字活動を、一般の方々に一層知っていただく機会づくりを目的に、赤十字広報資料「赤十字広報パック」の貸出を、法人・団体の皆様を対象に実施しています。社会貢献活動(CSR)の一環として、社内外におけるイベント等での赤十字PRブース設置にぜひご活用ください。

(活用例)



広報パックの貸出を希望される場合はお気軽に当支部までお問い合わせください。

■ 赤十字救急法(一次救命処置)普及のためのバナー掲載のお願い

日本赤十字社では、人々のいのちと健康を守る活動として救急法の講習を実施しており、その動画をインターネット上で公開しています。

より多くの方々にこの活動を知っていただくために、ホームページバナー掲載による赤十字救急法(一救命処置)普及へのご協力をお願いいたします。

(バナー例)



バナー掲載にご協力いただける場合はお気軽に当支部までお問い合わせください。

■ 赤十字寄付金付自動販売機の設置先募集 ～自動販売機で社会貢献～

設置先を募集しております!



- 補充・保守管理等は全て業者が行います
- 省エネ対策もバッチリです

※写真はイメージです

赤十字寄付金付き自動販売機とは、自動販売機設置者様の収入の一部を赤十字活動(災害救護活動、いのちと健康を守る講習普及、赤十字ボランティアの普及と活動など)の資金としてご寄付いただくものです。

- 自動販売機の設置や売上金の回収、赤十字への振り込みは業者におまかせでOK ※電気代は設置者様の負担となります。
- 売り上げの一部を赤十字へ寄付する旨をパネルで表示

設置にご協力いただけます場合はお気軽に当支部までお問い合わせください